

Title	英国の土地法 (上)
Sub Title	
Author	山崎, 宗直
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.401(129)- 414(142)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

réunissent immédiatement et de pleine droit.

(第三條第三項)

英國の國會も亦自動的に集會する場合あり May の Parliamentary Practice (11th ed. p. 41) に次ぎの如く記せり。

The demise of the Crown is the only contingency upon which Parliament is required to meet without summons in the usual form.

我が國の憲法は兩院の自動的に集會する場合を認めず。憲法第七條に「天皇は帝國議會を召集し、其の開會停會及衆議院の解散を命ず」と規定せるのみ。議院の成立は議院活動の前提にして、議會の召集は議院成立の前提なり。召集の勅諭は集會の期日の少なくとも四十日前に之を發す。議員は召集の勅諭に指定したる期日に各議院の會堂に集會す。集會したる議員は議院法第三條及第四條若しくは第四條の手續を了して始めて議院の成立を見る。開會を以て議院活動の

始期となす。議院活動期に入ると同時に議員は憲法第五十二條及第五十三條の權利を現實に享有す。

議院既に活動期に入り、自主的に一時活動を休止するは休會なり。議院既に活動期に入り、受動的に一時活動を停止するは是れ停會なり。議院の成立を失はしめ、隨つて議院の活動を全く終熄せしむるは是れ閉會なり。任期の満了に先ち議員の存立を失はしめ、隨つて議院の活動を全く終熄せしむるは是れ解散なり。後の二個の場合を議院活動の終期とす。解散の場合及び會期延長の場合を除き、議院の活動期は三ヶ月なり。此短期間に國家の豫算を議し、凡百の議案を審議せん。駄辯を弄し、兒戯に類する滑稽を演ずるの餘暇なき筈ならずや？噫。

(二月稿)

英國の土地法(上)

山崎 宗直

一 英國土地法研究の必要

英國の土地法は、他の總ての英國の法律制度の如く繁雜錯綜限なく、現今も尙ほ未だ數百年前の遺物たる封建制度の痕跡を残留し、一見したる所にて殆んど無意味なるか如く見ゆると雖も、其實大に趣味ある幾多の所有權の區別或は其他種々なる地主と借地人との關係などあるが未だ嘗て我國の民法の如き法典に依りて統一せられたることなく、普通法の外は必要に應じて數百年間に亘り發布せられたる單行法令のあるのみなるか故に、其研究は興味津津々として盡きされど又甚た容易の業にあらざるなり。然れども、之れか智識は、英國憲法史例へは樞密院及

貴族院の起源或は選舉法の如き、又は英國經濟史例へは莊園及都會の發達或は救貧法の如き、又は現代の種々なる政治問題例へは總ての自由黨の貴族院攻撃の根底或は今回の戰爭終了後必ず再び大問題の一つとなるべき土地政策問題例へは地主及小作人の關係、土地課税、土地國有及労働者問題等(此等の問題に就きては予輩は他日改めて意見を發表するの目あるを期す)の如き、皆土地を其根據とせるものなるか故に此等の問題の研究及解決には一日も缺く可らざるものとす。然れども此小論文は英國物權法の概略にあらず、故に英國の不動産法を詳細に研究せられむと欲する諸君は左記の參考書に就き進んで攻究せられむことを希望し、予輩は茲には只た前述の如き諸問題の解釋に必要な限度に於て、古來より現今に至る間の英國の土地法及之に關聯して其説明に必要な範圍内に於て英國上古の社會組織、封建制度及莊園の一般に

關して極めて簡略に記述する所あらんとす。
參考書

Pollock's Land Laws.
Maitland's Constitutional History.
Medley's Constitutional History.
Maitland and Pollock's History of English Law
Holdsworth's History of English Law.
Williams' Real Property.
Jenks's Modern Land Law.
Goode's Real Property.
Edwards' Law of Property in Land.
Elphinstone's Conveyancing.
Vinogradoff's Manor.
Seeborn's Village Community.
Maitland's Domestay and Beyond.
Roud's Feudal England.
Traill's Social England.
Rogers' History of English Agriculture and

Prices.

Ashley's Economic History.

Cunningham's Industry and Commerce.

二 上古の土地法と社會組織

現代の英國土地法は今日も尙ほ未だ往古の封建時代の土地制度を基礎とせるか故に、其考究は順序として溯りて中古時代の土地制度を先づ研究せられ、到底現今の制度を十分に理解することは甚だ困難なりと云ふより寧ろ不可能と云はざる可らず。

英國上古の土地は、他の總ての古代社會に於ける土地の如く、此等の幼稚なる政治組織の下に於ては個人の所有なる觀念未だあることなく皆其民族の共有物なりと思惟せられたるか如し。尤も元來此土地共有なる思想の起源か、ケルト民族のなるか又はチュトン民族のなるかに關しては、永年に亘り大に議論ありて今日も尙ほ知名の英國歴史家及法律家の間に論争ある所たる

か、其果して何れか正當なるにせよ、英國上古の村落社會は、其サクスン村邑にせよ將又ケルト村邑なるにせよ、何れも皆土地を共有し、而て之れか共同耕作の下に於て農業及牧畜業に従事し居りたる事に關しては皆均しく學者の一致せる所なるか如し。蓋し上古の民族には一般に未だ所有權なる思想なく、且一般チュトン民族は其有的思想の念慮殊に鞏固なる上に、彼等社會に於ては土地は各家族或は各戸に其人數に應じて均等に分割貸與せられ居りたるか（古代各戸主の均等の權利を享有せし理由も亦茲にあり）、之れ其土地か小田地となりて諸所に散布せる上に、此等上古の農民に最も重要視せられ居りたる牧畜業に缺く可らざる牧場及荒地等も亦各戸に均分せられ居りたるを以て、其協力的農業の必要は多々なりしなるべし。斯の如く各家長或は戸主は其屬する村落團體の土地に對して其民族の慣習法に従ひ、之に對して一定の地坪

る自由民を支配するの權利を教會、武士及其他の者に授與なる名目の下に贈與せらるゝに至れり。此の如き土地は勅許狀或は土地臺帳に依つて授與せられたり、故に之を臺帳地 *Bookland* と稱す。臺帳地は教會の爲めに授與せられたるもの大多數なるか、此等の土地は皆納稅等に關して多くの特免權を有せり。斯の如く民有地と臺帳地とは其財産權の權原に差異ありたるか故に、同一土地にして同時に兩方の名前を有せることあり、何となれば土地其物に對する權利は其民族の慣習法に依りて定まれど、國王に納付すへき租稅等は其授與せられたる勅書によりて規定せられ居ればなり。臺帳地に關して記憶すへき重要な他の二點は、慣習法は其保有人の讓渡を承認せしか、其保有人にして納稅等を怠るか或は相續人なきか或は重罪を犯したる時は其土地は國王に復歸するものとせられたり。此臺帳地は主として國王のみ授與の特權を有し且

多くは教會に限りて貸與せられたるか、後世アングロ・サクソン時代に至りては、教會其他一個人にても亦地券に依りて土地を讓渡することゝ承認せられたるか、此の如くして貸附けられたる多くの土地は之を貸附地 *Tacitland* と稱したるか、後ちに至りては臺帳地と此貸附地とは其區別の意義を失したるを以て、遂に此等の兩種の土地は混同せらるゝに至りたり。

斯の如くして、英國の土地の大半は、上古より國王は教會及武士に授與し、教會及武士は之を百姓に貸與するに至りしか、此事實は英國の南方及西南方に殊に多かりしか如し。東方即ち純英人社會に於ても、種々なる原因によりて小武士は大武士に農民は武士に向つて委託によりて臣從を約するの習慣起りたるが、主君は其人を保護するのみならず其被保護人の土地をも亦併せ保護するものと思惟せられ、遂には其被保護人は其土地は主君より之を保有するものと考

慮するに至れり。又委託を爲したる者は其主君の裁判管轄權内 *lord's 'soke'* にある者と思惟せられたるか、之れ英國に於ける莊園の發達せる遠因なりとは英國史家の皆一般に一致せる所なりとす。

吾輩は之より進んでノルマン征服なるものは法律上如何なる變化を既存の英國土地法に及ぼしたるやを研究せざる可らざるか、之を攻究するには先づ其以前に先決問題としてノルマン王朝の封建制度を説明せざる可らず。然るに英國中古の封建制度の考究には、其前に當り先づノルマン勝王が英國に上陸したる當時の英國の社會組織なるものは如何なるものなりしかに少しく論及するの必要ありとす。吾人は一千八十六年ウリキアム一世の調査せる土地測量簿 *Domesday Book* 及其他の當時の記録等によりて之を研究する時は、ノルマン征服前の英國人は之を略は三階級に區別することを得るか如し、(1) 貴

族 *eorls* (2) 自由民 *ceorls* (3) 奴隸 *theorls* 即是なり。之れ羅馬の史家タシタスの種別せる貴族 *nobles* 自由民 *ingenui* 及奴隸 *servi* なる日耳曼民族の三階級に適當するか如し。チュートン人のブリトンを征服して之に殖民し永住するに至りては、彼等民族中の貴族より國王の身邊に常に陪侍せる武士 *Comites* 或は *gesiths* たるものを生したるか、此外又廣大なる土地を領有して平常は地方に在住する武士 *theorls* を生したり。

theorls なる貴族の名詞は永く用ゐられたるか、其後地方の知事或は今日の市及州參事會員の名稱として尙其名を保存せり。然るに、普通の自由民たる *ceorls* は同一階級内にも其地位に甚だしき懸隔ありたるか、其内の大自由民は次第に貴族と成り或は往々勤勉力行して一定の地坪の土地を得て貴族と成りたる者もありたるか、其他の多數の自由民は多くは管治權内農民 *soke-men* or *liberi homines* として知ら居れるか如し。

蓋し此等多數の自由民たりし管治權内農民は、地主武士の勢力増大するに従ひ、全然獨立たる能はるか或其不利益なるを覺りて遂に其地方在住の地主武士の保護の下即ち其裁判管轄權内の人となりたるか如し。而して尙其殘餘の大多數の極めて僅少の土地を有せし小作農民は皆僕役農民 *bordari* or *villani* or *Cottari* として知られ居りたるか如し。

三 土地法と封建制度

英國史學者の好んで論争する面白き問題なる英國の封建制度の起源か、果して眞實チュートニツクなるか將又ローマニツクなるかは吾人か茲に喋々するの必要なく、吾人か茲に研究せんとする土地問題に關して記憶し置くべき事實は、英國に於ける封建制度はノルマン征服の後程なく其全盛の期に達し、且又其素質は既に遠くアングロ・サクソン時代にありたりと云ふことにして、之に關しては殆んど學者間に異論なき所

なりとす。

抑も英國に於ける封建制度なる思想 *Fudalism* or *Fendo-vassalism* は二個の相異なりたる思想を含有す。一つは地主と借地人との經濟上の關係を意味し、他は主君と臣下なる政治上の結合を指摘す、換言すれば土地借地法に依る社會組織に加ふるに臣従及忠義の誓約に依る政治組織即ち是なり。アングロ・サクソン時代に於ては前述の如く封建制度の萌芽はありたれど、未だ土地借地法と服務義務との間には必然的の關係なかりしか、之れノルマン時代の封建制度と大に差異ある點にして英國史研究上殊に注意を要する事實なりとす。

抑も封建制度の下に於ける社會に於ては總ての公權及公義務は皆土地保有權と密接の關係ありて決して分離して考慮すべからざるの狀態に在り、國家の組織及其活動に必要な制度たる軍事、財政、及司法等に關する法令は皆私有財

產法の一部を構成するものなり。此時代に於ては總ての土地は皆國王の所有物と思考せられ國王の外一切土地所有者なる者あることなく、其土地に居住し之を耕作するの權利を有する者は只だ一個の借地人 *tenant* たるに過ぎざるものとす。此借地人は何人かの土地を保有 *hold* するものなりと思惟せられ、若し其貸主か國王なる時は其借地人は國王の主長或は直參借地人 *tenant in capite* と稱し、然らざる時は中間或は陪臣借地人 *mesne lord* と稱せらる。蓋し下位或は從屬采地法 *subinfeudation* に依りて、廣大なる土地を直接國王より保有せる所謂直參借地人たる大名は其土地を分割して之れを自己の臣下たる小名に貸附くるべく、此等小名は又自己の家來たる武士に之を分割貸與し、而して此等武士は之を農民に貸附けて實地に於て之か耕作收穫に従事せしむるの順序なるか、此中の小名及武士を指示して中間或は陪臣借地人と云ふ。

然れども、前述の順序は只だ説明の便宜上最も普通の場合を記述したる迄にて、小名或は普通の武士にしても往々場合によりては直參借地人たり得ることありたるは予輩の説明する迄もなき事なりとす—*Tenet terram illam de B.*

借地人は皆其保有せる土地に對して或一定の服務 *service* を負ふ、之れ其保有せる土地に對する代償なるが、其服務の差異に依りて其借地を區別する時は左の六個ありとす。

- (一) 教役上即ち教會保有寄附地
- (二) 軍役上武家保有借地
- (三) 宮役上即ち大小侍臣保有借地
- (四) 勞役上即ち自由農民及僕役農民保有借地

(一) 教會保有寄附地
教會及僧侶は、普通の軍役即ち武家借地法に依りて廣大なる土地を有せし外、往々此浮世に於ては何等の服務義務を負擔せず、只だ法理上

の名義を救済するの意義に於て其寄附者の靈魂の爲めに祈禱するの義務を負ふのみなる土地を保有せり。此等の土地は、自由布施或は自由慈善 *per liberam elemosinam* に依り之を保有するものなりとの理由の下に、教會寄附地 *Frankalmoign* と稱せらる。

(二) 武家保有借地

封建時代の英國の大部分の土地は種々なる原因に由りて、軍役上即武士服務義務を負ふ借地即ち武家保有借地 *Feodum militis* となり居りたりき。抑も武士の知行地は或特定の坪數あり且又或特定の賃借價值ある土地ならざる可らずと云ふ規定なかりしか、其領地は一ヶ年約二十磅位の價值あるものなるべしと云ふ漠然たる説ありたるが如し。武家保有借地は其面積の廣狹大小によりて其服務の武士の人數にも勿論差異ありたれど、エドワード一世時代に於ける武士の知行は、或場合には一領地は二人の武士の服務

を必要としたれど、他の場合には一領地にして五人乃至十人の武士の服務を必要とせるものありき、之れ其土地の面積の如何によりて異なり居りたるが如し。一個の武家借地に對する服務義務は、其授與に當りて各別に其知行地と共に明白に規定せられ居りたるが、通常戰時に際して年に四十日間の割合を以て國王の軍隊に全部武裝せる騎馬武士一人宛出征せしむるの約定なりき。

武士知行地を保有せる借地人は、其領主が國王或は直參又は陪臣借地人たるやを問はず、皆均しく其領主に對して臣從を約束し且又忠義の誓言を爲さざる可らざりき。茲に予輩が我邦人に殊に注意し置きたきは、英國の封建制度の下に於ては、忠義の誓約は借地人は其直接の領主に對しても爲したりと雖も、同時に及び其れ以上の効力に於て同じく封建制度の下に於ける唯一の土地の所有者たる政治上最高の權威者なる

國王にも致さるべからず換言すれば借地人は二重の忠義の誓約を要し、而して一般的の忠節の義務は只た國王に對してのみ之を負担するものとす。之を以て、若し其直接借地人たる大名か内亂を起して國王に謀叛する時は、其直參借地人の臣下たる小名及一般の武士は其直參借地人なる直接の主君に對して忠義の義務を負はして其最高の君主たる國王に之を負ふものなるが故に、彼等は國王に味方して反て其直接主君たる領主に反抗して戰ふべき義務を有せずと雖も、此行爲は毫も叛逆罪を構成せざるのみならず、之れか反つて眞實の忠節を盡すの道なりき。之れ歐大陸諸國及我國に於ける封建制度と異なる一大特點なりとす。我國に於ては、明智光秀の叛逆の軍を起して其主君たる織田信長に謀叛したる時、光秀の臣下たる武士が其直接の主君たる光秀の軍に味方して、其上級なる大主君たる信長を亡ぼしたるも、其當時及其前後封建時

代の武士道德の觀念に於ては、光秀自身は勿論叛逆罪に問るゝも、其他の者は無論惡人に加擔したりとの非難は受くへきも、彼等は決して叛逆人と云ふ可らざるのみならず、否反つて忠臣と言はさる可らざるものなりとす、何となれば彼等の忠義の義務は上級の主君たる信長に對するものにあらすして其直接の主君たる光秀に對して負ふものなればなり。之英國歴史家の屢々ウキリアム一世の聰明にして思慮ある政策として大に稱揚する所なるか、實に之れ紀元一千八十六年征服王カソスプリ原野に於て總ての大・小名の諸侯を集合して、恰も徳川家光が三百諸侯を威壓したる如く、大王は彼等をして皆國王に對して悉く忠義の誓約を爲さしめたるか、之れ中世紀に於て英國の國王が比較的善く其大名を支配し得たる重要な原因の一なりとす。武家借地を保有する者は、前述の軍役上の服務義務を負ふ外、皆均しく其知行高に應じて

或種の負擔の義務を負ふものなるか、其重なるものは左の如し。

(イ) 幫助金 Auxilium 幫助金は借地人の自由意志に依る獻納金と思惟せられたれど、領主は金錢上の必要起りたる時は、若し其請求額過大ならず其理由に條理あれば、正當に其借地より之を要求することを得るものと考へられたるか、漸次其請求は法律に依りて著しく制限せられたり、一千二百五十年の大憲章の規定する所に依れば、幫助金は(1)長男を武士に取り立つる時(2)長女の婚姻の時(3)領主か捕虜となりて之を賠償すに必要なる時の三個の場合の外は、一般的に之を要求することを得ざることをせり。一千二百七十年頃には、幫助金の金額は長男を武士に取り立つる時或は長女の婚姻の時には各武家借地人は二十志宛支拂ひ、尙又自由農民借地に對しては年額二十磅の貸

借價值ある借地に對しては武士の知行と同額の幫助金の納付を必要とせり。

(ロ) 知行救済金 Relevium 若し武家借地保有者にして成年の嗣子を後にして死去したる時は、其相續人は其知行を救済せざる可らず、換言すれば遺産相續の爲めに一定金額の獻上金を爲すの義務あり、之を知行救済金と稱す—Relevat hereditatem 一千二百五十五年頃には、此知行救済金の金額は武家借地は一百志、大武家借地は一百磅、而して自由農民借地は一ヶ年分に均しき其土地の地代と規定せられたることありき。

(ハ) 占取權 Seign 武家借地保有者にして死去したる時は、領主は其相續人か臣從の誓約を爲し知行救済金を納付する迄は、其借地を自ら管理收益するの權利を主張せり、之を占取權と云ふ。此權利は借地人の死去の後、先づ第一番に其土地に入りて

之を占取して其領主たる證據とせるに起因せりと云ふ。

(ニ) 後見權 Wardship 若し武家借地の相續人にして、男子二十一歳或は女子十四歳以下の未成年者なる時は、其領主は其死去せる借地人の相續人たる未成年者の身體及土地の兩方に對して後見權を行使するの權利を有せるものなりとせり、即ち領主は其未成年者か成年に達する迄其土地の収益を自ら取得するものなり。

(ホ) 婚姻 Marriage 領主は自己の保護の下にある被後見人を、若し其配偶者の身分にして其被後見人と同等か或は其以上なる時は之と結婚せしむるの權利を有し、又婚姻の目的の爲めに之に最高の價格を支拂ふ者に其被後見人を賣却することを得しか、若し此場合に於て其被後見人にして之を拒絶する時は或一定の賠償金を其領主に納付すべ

き義務ありたりき。

(ヘ) 讓渡料料金 Fines on alienation 武家借地の讓渡に際し、其領主の承認の必要なりや否やに關しては屢々相方に異論ありたるが、一千二百九十年の彼の有名なる土地讓渡律令 Quia Emptores Terrenum の發布に依りて、國王直參借地人を除く外、他の一般の借地人は一定の料料金を上納して皆均しく自由讓渡の權利を承認せられたり。然れども、此律令は他の一面に於ては下位采地法を禁止するに至り、爲めに封建制度に一大打撃を加へたり。

(ト) 土地の復歸 Reverter 若し武家借地にして其保有者か相續人無くして死去せるか或は負擔義務を怠るか或は重罪犯人となりたる時は、其土地は元の領主に復歸せり。

(三) 宮役大小侍臣借地 宮役侍臣借地に左記の二種あり。

(イ) 大御附武士借地 *Grand Serjeanty* 此借地を保有せる武士は一種特別の職務を有せり。即ち國王旗或は王劔を奉持し、又は戰場に於て軍隊の前驅となり或は殿軍となり又は戦士或は軍隊の長官と成る等の服務にして、多くは國王の身邊近くに常時奉侍の服務なり。

(ロ) 小御附武人借地 *Petty Serjeanty* 此借地は自由農民借地の一種變形とも稱すべきものにして、其服務は大御附武士の如く戰場に行くの義務なく、只だ軍器例へは劔或は槍の如きものを製造するのみなりとす。

(四) 自由農民借地

自由農民借地 *Tenure in free socage* を保有せる借地人は、軍役上の服務を負ふことなく、只だ一定の地代を金錢及農産物を以て支拂ひ、尙此外多くは領主の料地内に於て一ヶ年三日間と云ふ如き極めて輕き割合を以て其領主の耕作

に従事するの義務を負ひたりき。其他の負擔に關しては武家借地の規定と大差あることなく、臣從の誓約を爲すと雖も、忠節の約束なく、又領主の後見權及婚姻權の支配外なる點に於て異なれり。

茲に注意を要すべきは、此等幾多相異なりたる土地保有法は勿論同一の土地に對して同時に存在し得べきものなりとす。英國の土地の大部分は皆武家借地法に依りて保有せられたるか、之を保有せる直參借地人は之を陪臣借地人に貸與し、又陪臣借地人は之を自由農民或は後章に説明せんとする僕役農民に貸附くると云ふ順序なるにより、實際上は此等の土地は殆んど皆自由農民或は僕役農民借地法に依りて保有せられ居りたりと云ふことを得べし。

(五) 僕役借地

僕役 *Villainium* とは二個の相異なりたる思想を含有するものにして、一方に於ては或土地

を保有せる借地人の社會上に於ける地位即ち人格を指示し、他の一方に於ては其保有せる土地の借地法を説明せるものなるか、此僕役に依りて保有せられたる土地は前述の自由農民借地と比較する時は、其保有者及借地法に於て著しく異なれりとす。僕役借地を保有せる借地人は僕奴 *villani, nativi, or servi* と稱せられるが、此等の僕奴農民なるものは非自由農民なれども奴隸にあらず、權利を享有す、法律は彼等を一人格者と思考し奴隸の如く一個の物件と見做さす。然りと雖も、彼等は非自由民にして、許可なくして領主の土地を獵りに離るへからず、若し逃亡したる時は、法律は領主に彼等を回復するの權能を與へたりとす。An action de nativo habendo。僕奴が僕役借地法に依りて土地を保有せる時、其僕奴が如何なる權利を其土地に對して有せしやに關しては、歴史家及法律家の間に久しく異論ありたる所にして之を明白にすることは甚だ困難なる問題なりと雖も、國王法廷か之を保護せざりしと云ふことは著明なる事實

なりとす。然れども、僕奴が其土地に對して或種の勞務に従事するの義務を負担したると共に又之に對して彼等か或種の權利を有せしことは領主も之を確實に承認し居りたる所なりとす。然れども、往々其土地は僕役借地法に依りて保有せらるゝと雖も、其借地人は僕奴にあらず自由農民なることあり、かゝる場合には領主と借地人との關係は普通の僕奴の場合と大に異なり從屬的關係あることなく只だ經濟的關係あるのみなり。

(六) 自由保有地

自由保有地 *Libertum tenementum or Freehold* は僕役保有地 *Villanum tenementum* と相對比するの言葉なり、即ち僕奴の保有地を除く外、其他の總ての前述の借地法に依る保有地は皆悉く自由保有地と稱することを得るものとす。自由農民借地法 *free socage* と僕役借地法 *villainage* とは、其區別甚だ明瞭を缺くと雖も、其服務義務に關して明白の規定ある時は僕役借地と思惟せられ、而して自由保有地は其如何なる名義の

借地に依るも皆悉く國王法廷の保護を受けたれども、之に反して僕役保有地は然らず、之れ兩者の間の著しく異なる點なりとす。

(七) 賃借地

其後もに至り、或確定したる時日の期限を附し契約に依る借地を生じたるか、此期限附借地人 *tenor* は土地其物に對しては何等の物的權利即ち物權なく *No right in rem* 只だ此借地は其賃附人に對して訴訟上人的權利即對人權利 *Right in personam* を有するのみ、故に其借用地は自由保有地ならざるのみならず、元來此種の借地は土地に關する財産即地產とは思惟せられざりき。自由保有地は、例へば其人一代或は其人及び其子孫の永久に相續し得べきものと云ふか如く、不定の期限附の土地ならざるべからず、或一定の明白なる時日の附帶せる土地なる時、例へば九十九年或は九百九十九年の如き如何に永き期限なるも之を自由保有地とは思惟すること能はざるものとす。
ノルマン征服後は、土地の相續に關しては長

子相續法 *Primogeniture* 一般に行はるゝに至れりと雖も、或地方例へばケント州には男子均分法 *Gavelkind* 行はれ又僕役借地は末子相續法 *Ultimogeniture* に依りて相續せられたることありたり。前述の如く例外として地方的慣習あるの外は、自由保有地は世襲財産となり長子相續法は一般に承認せられ、土地は遺言によりて相續すること能はざるものとなれり。

斯の如く土地法は中世紀の公法の基礎と成り居りたり、例へば國會法は大に其感化を受け、國王は之によりて軍隊及國庫の收入を得、而して就中司法制度とは大なる關係ありて各領主は皆各々自己の借地人に對して裁判管轄權を有し之れが爲めに法廷を開延せり。而して前述の如き幾多の相異なりたる借地法に依りて保有せられたる土地は、實際上に於ては如何なる状態にあり、如何なる人民之を支配し、如何なる農民か如何なる條件の下にて之を耕作に従事したるかを研究せざる可らざるか、之を了解する爲めには吾人は之より進んで中世紀の莊園を攻究せざる可らず (未完)

前號(第十卷)目次(大正五年二月號)

論 說

米價調節私見(下)

慶應義塾
大學教授

氣賀 勘重

印度の貨幣並に金融制度に關する研究

法學博士

堀江 歸一

戦後の經濟的革新(二)

慶應義塾
大學教授

阿部 秀助

雜 錄

比例代表制度の四典型

村田岩次郎

社會政策より見たる加奈陀

松崎 壽

官營年金制度

山崎 宗直

日英の選舉法改正

山崎 繁樹

公開工業研究所に對する私見(上)

増井 幸雄

地代概論(二)

増井 幸雄

批評と紹介

上田貞次郎著「戰時經濟講話」

編輯主任

堀江 歸一
高城 仙次郎

●一冊定價 金二十二錢 郵税金壹錢五厘

●一ヶ年前金 金二圓四十錢 郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●寄稿に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正五年二月廿八日印刷納本 每月一回一日發行
大正五年三月一日發行

三田會社
轉 載
號三第卷十第

編輯兼發行所 東京市芝區三田三丁目三番地慶應義塾内
石田 新太郎
東京市赤坂區新坂町五十九番地
印刷所 東京市赤坂區新坂町五丁目四十四番地
金子 浩 服 所

發 賣 元

東京市麴町區有樂町一丁目一番地 新山書店

振替貯金口座東京三四二七番
電話本局二二三三二番

●尚ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會